

「青森県・平川市」連携融資制度

平川市では、青森県が実施する特別保証融資制度の利用者を対象に、予算の範囲内で信用保証料の補助を行います。

◆1. 創業する方

- ◎対象者 青森県「選ばれる青森」への挑戦資金（別添チラシ(1)「創業する事業」）に該当する方のうち、新たに事業を開始しようとする方、又は事業を開始して5年に満たない方で、市内に住所を有する方、又は市内に主たる事業所を置く方。市税等の滞納がない方。
- ◎補助対象融資額 1,000万円以内
- ◎補助対象期間 運転・設備10年以内（据置き2年以内）
- ◎補助内容 県による信用保証料の30%補給後の信用保証料を全額補助

◆2. 空き店舗で開業する方

- ◎対象者 青森県「選ばれる青森」への挑戦資金（別添チラシ(3)「空き店舗活用チャレンジ融資」）に該当する方のうち、市内に住所を有する方、又は市内に主たる事業所を置く方。市税等の滞納がない方。平川市商工会が認める区域内の空き店舗で開業する方（※市の認定が必要）。
- ◎補助対象融資額 1,000万円以内
- ◎補助対象期間 運転・設備10年以内（据置き2年以内）
- ◎補助内容 信用保証料の50%を補助

◆3. 新分野へ進出する方

- ◎対象者 青森県「選ばれる青森」への挑戦資金（別添チラシ(5)「新分野進出」）に該当する方のうち、市内に住所を有する方、又は市内に主たる事業所を置く方。市税等の滞納がない方。
- ◎補助対象融資額 1,000万円以内
- ◎補助対象期間 運転・設備10年以内（据置き2年以内）
- ◎補助内容 県による信用保証料の30%補給後の信用保証料を全額補助

◆4. 新商品、新役務又は新技術等の開発及び事業化を考えている方

- ◎対象者 青森県「選ばれる青森」への挑戦資金（別添チラシ(6)「新商品等」）に該当する方のうち、市内に住所を有する方、又は市内に主たる事業所を置く方。市税等の滞納がない方。
- ◎補助対象融資額 1,000万円以内
- ◎補助対象期間 運転・設備10年以内（据置き2年以内）
- ◎補助内容 県による信用保証料の30%補給後の信用保証料を全額補助

◆5. 雇用創出を伴う事業に取り組む方

- ◎対象者 青森県「選ばれる青森」への挑戦資金（別添チラシ(9)「雇用創出枠」）に該当する方のうち市内に住所を有する方、又は市内に主たる事業所を置く方。市税等の滞納がない方。
- ◎補助対象融資額 1,000万円以内
- ◎補助対象期間 運転・設備10年以内（据置き2年以内）
- ◎補助内容 信用保証料の50%を補助

◆6. 生産性向上を図る事業に取り組む方

- ◎対 象 者 青森県「選ばれる青森」への挑戦資金（別添チラシ(10)「生産性向上」）に該当する方のうち市内に住所を有する方、又は市内に主たる事業所を置く方。市税等の滞納がない方。
- ◎補助対象融資額 1,000万円以内
- ◎補助対象期間 運転・設備10年以内（据置き2年以内）
- ◎補 助 内 容 信用保証料の50%を補助。ただし、生産性向上特別措置法による先端設備等導入計画を策定し、市の認定を受けた場合、県による信用保証料の30%補給後の信用保証料を全額補助

◆7. 働き方改革推進に取り組む方

- ◎対 象 者 青森県「選ばれる青森」への挑戦資金（別添チラシ(11)「働き方改革」）に該当する方のうち市内に住所を有する方、又は市内に主たる事業所を置く方。市税等の滞納がない方。
- ◎補助対象融資額 1,000万円以内
- ◎補助対象期間 運転・設備10年以内（据置き2年以内）
- ◎補 助 内 容 信用保証料の50%を補助。ただし、あおもり働き方改革推進企業認証制度による認証を受けた場合、県による信用保証料の30%補給後の信用保証料を全額補助

◆8. 金融機関提案枠を活用する方

- ◎対 象 者 青森県「選ばれる青森」への挑戦資金（別添チラシ(13)「金融機関提案枠」のうち、青森銀行、みちのく銀行、青い森信用金庫で実施する融資）に該当する方のうち市内に住所を有する方、又は市内に主たる事業所を置く方。市税等の滞納がない方。
- ◎補助対象融資額 1,000万円以内
- ◎補助対象期間 運転・設備10年以内（据置き2年以内）
- ◎補 助 内 容 県による信用保証料の30%~40%補給後の信用保証料を全額補助

◆9. 一般的な事業資金を必要としている方

- ◎対 象 者 青森県事業活動応援資金（別添チラシ(1)「事業活動枠」）に該当する方のうち市内に住所を有する方、又は市内に主たる事業所を置く方。市税等の滞納がない方。
- ◎補助対象融資額 1,000万円以内
- ◎補助対象期間 運転・設備10年以内（据置き2年以内）
- ◎補 助 内 容 信用保証料の50%を補助

<お問い合わせ先>

- 信用保証料補助に関する事 … 平川市商工観光課 電話0172-44-1111（内線2182）
- 青森県特別保証融資制度に関する事 … 青森県商工政策課 電話017-734-9368（直）

<連携融資制度に関するQ&A>

Q1. 融資額が1000万円を超える場合または融資期間が10年を超える場合でも、信用保証料の補助を受けることができますか？

A1. 信用保証料の補助対象となる融資は「融資額1000万円以内かつ融資期間10年（うち据置期間2年以内）」に限られます。

ただし、例えば、融資額1500万円（融資期間10年）を希望する場合に、信用保証料の補助対象となる1000万円の融資と補助対象外の500万円の融資の2口に分けることで、当該1000万円の融資について信用保証料の補助を受けることは可能です。

Q2. 連携融資制度を利用するための手続きを教えてください。

A2. 青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（※）の融資担当窓口へお申込みください。

なお、お申し込みの際には、青森県特別保証融資制度の申込書類に加え、信用保証料等の補助対象者であることを確認できる書類（市税の納付を証明する書類や法人の登記事項証明書など）を併せてご提出ください。

（※）青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（順不同）

〔 青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、秋田銀行、北日本銀行、みずほ銀行
青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、ウリ信用組合、商工中金 〕